

丹波篠山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

非常勤消防団員等に係る損害補償については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「基準政令」といいます。）の定める基準に従い、各市町村が条例で定める額に基づき行うこととなっています。

今般、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第73号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）別表第4イ公安職俸給表（一）が令和5年11月24日をもって改定されたことに伴い、基準政令で定める非常勤消防団員等及び消防作業従事者等の損害補償に係る補償基礎額について、所要の改正が行われるため、消防団員等の損害補償に係る基礎額（日額）について、これに合わせ、それぞれ増額改定を行います。

2 改正の概要

(1) 非常勤消防団員等の補償基礎額（日額）

国の基準改定に伴い、消防団員の各階級の勤務年数に応じた補償基礎額を下記のとおり引き上げます。

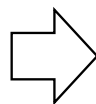
別表（第5条関係）補償基礎額表

現行

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

改正後

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円



(2) 消防作業従事者等の補償基礎額（日額）

国の基準改定に伴い、消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を8,900円から9,100円に引き上げます。

3 施行期日

令和6年4月1日